

損 保

第9章

損害保険会計と税務

2023年2月改訂

日本アクチュアリー会

このテキストは日本アクチュアリー会資格試験の第2次試験(専門科目)を受験する方のための教材です。

各項目について見識のある方をお願いして執筆いただきました。

受験生がこのテキストから幅広い理論的・実践的知識を取得し、あわせて応用能力を備えることを狙いとしており、テキストの内容自体が日本アクチュアリー会の公式見解を表すものではありません。

しかしながら、できる限り種々の考え方、意見を集約するよう努めており、受験生にとって適切な学習書としての役割を果たすものです。

テキスト部会(損保担当委員)

石黒 貴彦(個人会員)

大関 伸幸(あいおいニッセイ同和損害保険)

大友 貴人(三井住友海上火災保険)

片山 亮太郎(三井住友海上火災保険)

桑原 健太(損害保険ジャパン)

星野 吉孝(東京海上日動火災保険)

溝田 裕樹(東京海上日動火災保険)

安田 健造(損害保険ジャパン)

第9章 損害保険会計と税務

9.1 税務会計の概念	9-1
9.1.1 税務会計	9-1
9.1.2 課税所得	9-1
9.1.3 課税所得計算の構造	9-3
9.2 損害保険会計の税務	9-8
9.2.1 支払備金の税務上の取扱い	9-8
9.2.2 責任準備金の税務上の取扱い	9-10
9.2.3 受取配当等の税務上の取扱い	9-18
9.2.4 引当金等	9-19
9.2.5 事業税	9-22
9.2.6 消費税	9-23
9.3 繰延税金資産の回収可能性	9-26
9.3.1 回収可能性の判断要件	9-26
9.3.2 繰延税金資産の計上限度額と回収可能性の見直し	9-28
9.3.3 将来年度の繰延税金資産の回収可能性	9-29
9.4 税引前当期純利益と課税所得	9-33

9.1 税務会計の概念

9.1.1 税務会計

税務会計は、所得課税に基づく税目について、租税負担能力の測定基準となる「課税所得」を、会計的測定方法を媒介として算定把握することを目的にする会計である。

税務会計は、会計学上の諸原理を応用することにより、税務上の所得計算の方法を解明するものであるが、制度的には租税法規に準拠し、適正妥当な課税所得の算定把握が要請される。したがって、この意味においては、租税関係法令を規範として、これに従って行う損益計算の体系である。

9.1.2 課税所得

(1) 課税所得の意義と機能

課税所得は、所得課税に基づく税目について、納税者が負担すべき租税額の配分基準となる所得を意味するものである。それは、通常は企業会計上の利潤である企業利益、あるいは企業の純利益に対応するものであるが、租税目的に由来する計算理念の違いから、企業利益と課税所得の間には、様々な相違があることに注意が必要である。すなわち、企業が一般に認められた企業会計の原則に基づいて算定した財務諸表目的のための純利益の決定と、租税のための税法における課税所得の決定との間には実際的に種々の相違が生じてくる。

所得に対する租税は、租税負担能力に応じて適正、公平に負担されるべきであり、課税所得も租税負担の公平な配分を実現できるように算定されなければならない。

課税所得の計算は、特定の納税者企業の所得の計算を、単にその納税者企業の立場からその企業のためにだけ行うものではなく、徴税当局(政府・地方公共団体)と納税者との利害を調整し、さらに、納税者間における租税負担を公平に配分するという重要な機能も果たしている。

(2) 課税所得の概念の特徴

課税所得の概念については、租税関係法令でも積極的に定義づけをするに至っていないが、法人税における課税所得の概念の特徴を挙げれば、次のとおりである。

- ① 課税所得は、一定期間において貨幣的単位により測定された、資本の追加的投資および引き出し・利益の処分を除くすべての源泉から生ずる経済力の実現純増加である。
- ② 課税所得は、租税負担の公平な配分を実現するための基準である。その計算においては、表見的事実にとらわれずに経済的実態に即応した課税の実現を期し、個別納税者による恣意的な計算を排除して計算の適正性を確保する必要がある。また、控除し得る損金控除限度も規定されねばならない。
- ③ 課税所得は、所得の発生原因、実態、その性質、資金的裏付けなどを考慮して租税支払能力や租税負担能力を配慮してとらえる必要がある。
- ④ 課税所得は、個別納税者の主観的な判断にゆだねることなく、より客観的にして明確な計算基準によりどこをを求めるべきである。また、納税者にとって所得計算の手続があまり複雑化しないよう、できるだけ簡素化を期すべきである。
- ⑤ 課税所得は、産業の活性化を促し、国民の経済的発展に資するような租税に結びつくように定められるべきである。

9.1.3 課税所得計算の構造

(1) 課税所得計算の法規制

法人の課税所得計算の法規制を図示すると次のようになる。

	課税所得計算の本則規定		課税所得計算の特別規定
法律	法人税法	法人税に関する重要事項(納税義務、課税所得の範囲、税額の計算、申告、納税など)を定めたもの	租税特別措置法
政令	法人税法施行令	内閣が制定する命令で、法人税法の規定を執行するために制定されたものと、法人税法の委任に基づいて制定されるものとなる	租税特別措置法施行令
省令	法人税法施行規則	財務大臣が発する命令で、法人税法・同施行令を執行するために制定されたものと、それらの委任に基づいて制定されるものとなる	租税特別措置法施行規則
通達	法人税基本通達	上級行政庁(国税庁)が下級行政庁(国税局・税務署)に対し法人税についてその解釈や取扱基準を明示したもの	租税特別措置法関係通達

(2) 課税所得の計算

わが国の法人税法は、課税所得の金額について通則的な規定を行っている。まず、「内国法人の各事業年度の所得の金額は、当該事業年度の益金の額から当該事業年度の損金の額を控除した金額とする」(法人税法第22条第1項)と規定し、次に「内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額」(同条第2項)、および「内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額」(同条第3項)を収益、原価、費用、損失と関連づけて、かなり詳細にしかも明確に

規定している。

さらに、会計慣行を尊重する旨の所得計算の基本規定を設け、課税所得金額の基礎となる当該事業年度の収益の額、売上原価の額、費用の額および損失の額は、別段の定めがあるものを除き「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」に従って計算されることとしている。(同条第4項)

a. 税務上の益金と損金

課税所得金額は、期間を限定された益金と損金とによって作られる。この意味で法人税法は、「各事業年度の所得の金額は、当該事業年度の益金の額から当該事業年度の損金の額を控除した金額とする」と定めている。

益金の額および損金の額は次のように解釈されている。

- ・「益金の額」とは、対資本主取引以外において、法人の純資産を増加させるような一切の事実に基づく収益その他の経済的利益
- ・「損金の額」とは、対資本主取引以外において、法人の純資産を減少させるような一切の事実に基づく費用その他の経済的損失

このように課税所得金額は、法令に特別の定めがあるもの以外は、資本の増加または減少および利益または剰余金の分配を除いて、純資産増加あるいは純資産減少の原因になるすべてのものを益金、損金とし、この両者の差額を事業年度という期間で区分して計算したものである。

b. 課税所得計算の特徴

課税所得計算の特徴は以下のとおりである。

益金の額は、資産の販売、有償または無償による資産の譲渡や役務の提供、無償による資産の譲り受け、その他の収益であるとしている。一方、損金の額も、当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価、その他これに準ずる原価の額、当該事業年度の販売費、一般管理費、その他の費用の額、当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引によるものとしている。

この規定による益金の額および損金の額の範囲は、企業会計における収益、

費用の額に比べはるかに包括的であるといえる。

課税所得金額の計算構造の特徴は、限定された期間内で、益金の額を全体的にグロスの金額でつかまえて集合し、同様に、損金の額をグロスの金額でつかまえて集合して、両者を最終的に比較計算する仕組みを採っていることである。

(3) 益金の額となる収益

a. 益金の額に算入する収益の範囲

課税所得金額の計算にあたって、当該事業年度の益金の額に算入すべき収益の範囲については、税務上次のように規定している。

法人税法

第22条（中略）

2 内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とする。

課税所得金額を計算する場合、積極的項目としての益金の額に算入されるのは、各企業が対外的に役務あるいは資産を提供して受け取る対価の額のすべてである。企業に入ってくる収益の流れ全体の金額が益金の額になる。

ところが税法では例外規定として、受取配当等の益金不算入(法人税法第23条、第23条の2、第24条)、資産の評価益の益金不算入等(同法第25条)、受贈益の益金不算入(同法第25条の2)、還付金等の益金不算入(同法第26条)、リース譲渡(同法第63条)、工事進行基準等(同法第64条)などを定めている。したがって、当該事業年度の益金の額は、以上に述べた例外規定で挙げているものと、資本等取引によるものを除いたものになる。

各事業年度の益金の額について法人税法は、「益金の額の範囲」と「益金の

額の期間帰属」とを合わせて規定しようとしたものとみられる。また、きわめて包括的な範囲で益金を捉えている点に特徴がある。

b. 税務上の益金の具体的内容

課税所得金額の基礎となる各事業年度の益金の額は、法令によって、「益金の額から除外する」と定めているものを除けば、資本等取引以外の取引で純資産の増加をもたらすすべての事実としている。ところで、この「純資産の増加をもたらすすべての事実」には、次のようなあらゆる収益項目が含まれている。

- ① 商品の売買による収益、製品の製造販売による収益などのような法人の事業本来の収益
- ② 所有株式の受入配当金、投資のために所有する公社債の受入利息などのような投資による収益
- ③ 貸金、預金などの受入利息のような資金の運用によって生じた収益
- ④ 受入手数料、受入割戻金、雑収入などのような付随収益
- ⑤ 受入賠償金、受入損害補償金、受入保険金などのような特殊な収益
- ⑥ 固定資産の売却による益金のような通常譲渡を目的としない設備用資産などの譲渡による収益
- ⑦ 資産を贈与によって受け入れたような受贈収益
- ⑧ 債務の免除または時効による債務の消滅による収益
- ⑨ 法人が計上した特定の場合における資産の評価換えによる収益

このように、益金の額は、「正味財産」の増加をもたらす原因となるすべての事実を含めた広範な内容を持つとともに、さらに、法令によって特別に定めている「益金不算入」、「益金算入」の取扱いを受ける項目があり、これらを加味することによって最終的に税務上の益金の額が把握される。

(4) 損金の額となる費用および損失

課税所得金額の計算にあたって、当該事業年度の損金の額に算入すべき

費用および損失の範囲については、税法上次のように規定している。

法人税法

第22条（中略）

3 内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、次に掲げる額とする。

- 一 当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額
- 二 前号に掲げるもののほか、当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用(償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。)の額
- 三 当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの

この規定は、当該事業年度の損金の額に算入すべき金額が、法令に特別に定めているものを除いた資本等取引以外の取引にかかわる原価、費用および損失の額であることを明らかにしている。ここで当該事業年度の収益にかかわる原価と表現することによって、収益と費用との個別対応を表し、また当該事業年度の費用の額と表現することによって、その他の費用の期間対応を示している。さらに損失の額については、その生じた事業年度の損金の額に算入すべきことを明らかにしている。

また、税法では、次の項目を特例として定めている。棚卸資産の売上原価等(法人税法第29条)、減価償却資産の償却費(同法第31条)、繰延資産の償却費(同法第32条)、資産の評価損(同法第33条)、役員報酬・賞与および退職給与等(同法第34条、第36条)、寄附金(同法第37条)、租税公課(同法第38条～第41条の2)、圧縮記帳(同法第42条～第50条)、貸倒引当金(同法第52条)、繰越欠損金(同法第57条～第59条)および契約者配当等(同法第60条)。

9.2 損害保険会計の税務

損害保険会計は、損害保険事業の特異性により一般企業会計と異なる点が多く、その取引においても一般企業会計にはない会計取引がある。このため、税務面に関してもそれら会計取引に対して独自の規定がなされているものがある。

保険会社の支払備金および責任準備金等については、平成15年12月19日付課法2-24「損害保険会社の所得計算等に関する法人税の取扱いについて(法令解釈通達)」が出されている。

9.2.1 支払備金の税務上の取扱い

税法に言う支払備金とは、すでに生じた保険事故により保険契約に基づいて保険金の支払義務が発生したものがあある場合において、その支払に充てるために積み立てる金額をいい、このうち既発生既報告の保険事故に係るものを普通支払備金、既発生未報告の保険事故に係るものをIBNR備金という。この定義はとくに変わったものではないが、対象種目や計算の算式については、保険業法による定めとの違いがあることに留意する必要がある。

各事業年度において保険料収入が計上済となっている保険契約に関して支払備金を積み立てた場合には、当該積立額は、次の(1)と(2)に定める金額を限度として、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。なお、収入保険料が計上されていない保険契約に係る支払備金を積み立てる場合には、当該保険契約に係る収入保険料を益金の額に算入する。また、損金の額に算入した支払備金の金額は、翌事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

(1) 普通支払備金

普通支払備金の積立額は、既発生既報告の保険事故により保険契約に基づいて保険金の支払義務が発生した場合（当該支払義務に関し係争中の場合を含む。）において、その支払のために必要と認められる金額（再保険による他の保険者からの受取保険金に相当する金額があるときは、当該金額を控除する。）に相当する金額を限度とする。

また、普通支払備金のうち外国受再保険に係るものについては、出再保険者等からの支払備金の報告に基づき、その支払に必要と認められる金額を限度とする。ただし、会計制度の相違その他の事情により出再保険者等から報告が得られない契約に係る支払備金については、最近の実績値等を基礎とした合理的な推計方法により支払備金を算定することにつき、あらかじめ所轄国税局長の確認を得た場合には、当該推計方法によって算定した金額を損金の額に算入することができる。

(2) IBNR備金

IBNR備金の積立額は、地震保険および自賠償保険を除くすべての保険契約について見込まれる既発生未報告の保険事故に係る支払備金として積み立てた金額のうち、保険種目別に次の算式（この算式における支払保険金、普通支払備金は、再保険による他の保険者からの受取保険金に相当する金額があるときは、当該金額を控除した金額とする。）により計算した金額の直近3事業年度の平均額を限度とする。

（算式）

$$\left(\begin{array}{l} \text{前事業年度以前} \\ \text{発生事故に係る} \\ \text{当該事業年度の} \\ \text{支払保険金} \end{array} + \begin{array}{l} \text{前事業年度以前} \\ \text{発生事故に係る} \\ \text{当該事業年度末} \\ \text{の普通支払備金} \end{array} - \begin{array}{l} \text{前事業年度末の} \\ \text{普通支払備金} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{発生保険金} \\ \text{の伸び率} \end{array}$$

(注)

$$\text{発生保険金の伸び率} = \frac{\text{当該事業年度の支払保険金} + \text{当該事業年度末の普通支払備金} - \text{前事業年度末の普通支払備金}}{\text{前事業年度の支払保険金} + \text{前事業年度末の普通支払備金} - \text{前々事業年度末の普通支払備金}}$$

なお、再保険については、保険種目別に次の算式(この算式における支払保険金、普通支払備金は、再保険による他の保険者からの受取保険金に相当する金額があるときは、当該金額を控除した金額とする。)により計算した金額の直近3事業年度の平均額による。

(算式)

$$\left(\text{当該事業年度の支払保険金} + \text{当該事業年度末の普通支払備金} - \text{前事業年度末の普通支払備金} \right) \times \frac{1}{12}$$

9.2.2 責任準備金の税務上の取扱い

(1) 普通責任準備金

税法上という普通責任準備金とは、保険料積立金および未経過保険料の合計額をいう。ただし、船舶保険、貨物保険、運送保険、船客傷害賠償責任保険および原子力保険については、保険料積立金および未経過保険料の合計額と初年度収支残のうちいずれか多い金額とする。

各事業年度において普通責任準備金を積み立てた場合には、当該積立額のうち、保険種目別に税法上に言う普通責任準備金について、それぞれ次のa、bおよびcに定める金額を限度として、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。損金の額に算入した普通責任準備金の金額は、翌事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

a. 保険料積立金

保険契約に基づく翌事業年度以降の保険責任に対応する部分の金額(再

保険に係る他の保険者に対する支払保険料に対応する金額を除く。)に相当する金額をいい、原則として責任準備金の算出方法書に定められている方法により保険料の計算基礎を基として計算した金額とする。

b. 未経過保険料

当該事業年度において収入した保険料(再保険に係る他の保険者に対する支払保険料を除く。)のうち、その未経過分に相当する金額をいい、原則として責任準備金算出方法書に定められている方法により計算した金額とする。

また、算出方法書に定められている方法により計算した金額であっても、次の金額が含まれているときは、当該金額については未経過保険料と認めないものとする。

- ① 算出方法書に具体的な計算方法による金額以外に法人が必要と認める額の積増しをすることができるような規定がある場合においては、その積増金額
- ② 算出方法書に具体的な計算方法を定めず、法人が適当と認める方法によって未経過保険料を計算できるような規定がある場合においては、その法人が継続して適用している方法によって計算した金額を超える金額

c. 初年度収支残

当該事業年度における収入保険料(再保険に係る他の保険者に対する支払保険料を除く。)から、当該事業年度における収入保険料に係る保険契約に基づき支払う保険金、返戻金およびその他の給付金の金額(再保険に係る他の保険者から受け取る保険金、返戻金その他の給付金の金額を除く。)、当該保険契約のために積み立てた支払備金の金額(損金の額に算入されなかった部分の金額を除く。)ならびに当該事業年度の事業費の額を控除した金額とする。なお、収入保険料および返戻金は、払戻積立金に充てる部分の金額を含まないものとする。

初年度収支残の金額については、原則として算出方法書に定められている

方法により計算するものとするが、この方法に基づく計算において控除する「当該保険契約のために積み立てた支払備金」とは普通支払備金及びIBNR備金をいうものとし、そのうちIBNR備金の金額については、損金の額に算入した金額の12分の11に相当する金額とする。

(2) 払戻積立金、標準責任準備金、契約者配当準備金

a. 払戻積立金

払戻積立金とは、保険料または保険料として收受する金銭を運用することによって得られる収益の全部または一部の金額の払戻しを約した保険契約に基づいて行う当該払戻しに充てるための積立金(再保険に係る他の保険者に対する支払保険料に対応する金額を除く。)をいう。積立保険などに係る払戻積立金は、全額当該事業年度の損金の額に算入することとなっている。損害保険会社が各事業年度において払戻積立金(分割払等積立金を含む。以下同じ。)を積み立てた場合には、当該積立額のうち、原則として算出方法書に定められている方法により計算した金額を限度として、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。また、損金の額に算入した払戻積立金の金額は、翌事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

b. 標準責任準備金

保険業法第116条第2項の適用を受ける保険契約に係る保険料積立金および払戻積立金にあつては、普通責任準備金および払戻積立金の規定にかかわらず、標準責任準備金の積立方式および計算基礎率を定める告示(平成8年2月29日付大蔵省告示第48号)により定められている計算基礎を基として計算した金額(当該計算した金額が契約者価額を下回る場合には、当該契約者価額)をそれぞれ保険料積立金および払戻積立金の損金算入限度額とすることができる。

c. 契約者配当準備金

損害保険会社が各事業年度において契約者配当準備金(分割払配当等準備金を含む。以下同じ。)を積み立てた場合には、原則として算出方法書に定められている方法により計算した金額のうち、当該事業年度において新たに積み立てるべき金額を限度として、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

契約者配当準備金とは、保険契約に基づき各契約者に対して支払う契約者配当に充てるための準備金をいう。ただし、契約者配当準備金は、各契約者に割当済のものをいい、いわゆる未割当の金額は含まれないことに留意する。また、契約者配当準備金の計算に用いる契約者配当利回りは、損害保険会社が内閣総理大臣に提出する「平成10年蔵銀第1445号「資料の提出について」別紙様式1決算状況表の1. 事業概況付表1. 契約者(社員)配当利回り等」に記載された契約者(社員)配当利回りとする。

当該事業年度の前事業年度末までに損金の額に算入した契約者配当準備金のうち、算出方法書に定められている方法により当該事業年度において契約者配当準備金の取崩しを行った金額については、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。なお、当該事業年度において支払うこととなった契約者配当の額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入されることに留意する。

(3) 異常危険準備金

異常危険準備金に関しては、租税特別措置法(第57条の5、第57条の6¹)、租税特別措置法施行令(第33条の2、第33条の3)において詳しい記述がなされ

¹ 税法上、地震保険の危険準備金は「異常危険準備金」に分類されているが、本書では異常危険準備金の項ではなく(4)bで説明する。

ている。

a. 租税特別措置法上の規定による積立方法

① 船舶、航空

当該事業年度における正味収入保険料(各事業年度において収入した、または収入すべきことの確定した保険料(当該保険料のうちに払い戻した、または払い戻すべきものがある場合には、その金額を控除した金額)および再保険返戻金の合計額から当該事業年度において支払った、または支払うべきことの確定した再保険料および解約返戻金の合計額を控除した金額。以下同じ。)の100分の3に相当する金額以下の金額を損金経理の方法(確定した決算において利益または剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により異常危険準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する。

② 火災、風水害

……100分の2に相当する金額以下の金額を……

(但し、令和6年度までは、異常危険準備金の無税残高がその年度における正味収入保険料の30%を超えていなければ10%)

③ 動産総合、建設工事、貨物、運送

……100分の2に相当する金額以下の金額を……

(但し、令和6年度までは、異常危険準備金の無税残高がその年度における正味収入保険料の30%を超えていなければ6%)

④ 賠償責任

……100分の2に相当する金額以下の金額を……

⑤ 原子力

……100分の50に相当する金額以下の金額を……

なお、自動車、新種(風水害、動産総合、建設工事、賠償責任を除く)については、税法上の積立では全く認められていない。

税法では上の金額のみが無税繰入れの対象となっている。これは各種目の責任準備金算出方法書上の規定とは異なり、かなり限定されたものとなっているのでその差額は有税の取扱いとなる。

b. 租税特別措置法上の規定による取崩方法

① 船舶、航空

前事業年度から繰り越された異常危険準備金の金額で、異常災害損失の額に相当する金額(各事業年度において支払った、または支払うべきことの確定した保険金の総額(当該事業年度において収入した、または収入すべきことの確定した再保険金がある場合にはその金額を控除した金額)が、当該事業年度の正味収入保険料に100分の80を乗じて計算した金額を超える場合、その超える金額)は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

② 火災、風水害

……100分の50を乗じて……

③ 動産総合、建設工事、貨物、運送

……100分の50を乗じて……

④ 賠償責任

……100分の50を乗じて……

⑤ 原子力

原子力災害損失が生じた日における異常危険準備金の金額のうち、原子力災害損失の額に相当する金額(各事業年度において支払った、または支払うべきことの確定した保険金の総額(当該事業年度において収入した、または収入すべきことの確定した再保険金がある場合には、その金額を控除した金額))を、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

異常危険準備金は税法と責任準備金算出方法書等の規定の違いにより無税分と有税分があるのは、a.で述べたとおりであり、取崩しにあたっては、この

点も考慮されなければならない。その方法については第7章を参照のこと。

c. 10年洗替による取崩方法

税法上の積立てが認められている全種目とも各事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された異常危険準備金の金額のうち同日前10年以前に終了した事業年度において積み立てた金額がある場合には当該金額のうち政令で定める金額は、当該各事業年度の所得の計算上、益金の額に算入する。(租税特別措置法第57条の5第7項)

政令で定める金額とは、船舶・航空グループについては当該積立金額、火災・風水害グループ、動産総合・建設工事・貨物・運送グループおよび賠償責任については当該積立金額と、次のイーロの残額とのうちいずれか少ない金額とする。ただし、異常災害損失、事業の廃止等で益金の額に算入すべき金額があるときは、その積立てをした事業年度が最も古いものから順次益金の額に算入されたものとして計算するものとする。(租税特別措置法施行令第33条の2第14項)

イ 当該事業年度終了の日における当該保険に係る前事業年度から繰り越された額から異常災害損失の取崩しを控除し、当該事業年度に積み立てた(損金算入した)額を加えたもの。

ロ 当年度正味収入保険料に、100分の30を乗じて計算した金額。

(4) 自動車損害賠償責任保険、地震保険

a. 自動車損害賠償責任保険

自動車損害賠償責任保険は、自動車損害賠償保障法によって設立されたきわめて公共性が強い保険であり、利益も損失も生じないノーロス・ノープロフィットを原則としており、責任準備金も特殊な積立てを行っている。

自動車損害賠償責任保険の責任準備金は、義務積立金、調整準備金、運用益積立金、付加率積立金の四つに分けられる。その税務上の取扱いは、義

務積立金のみが無税積立てを認められており、他は有税積立てとなっている。

b. 地震保険

地震保険では、収支残高(保険料残額＝正味保険料－正味保険金－正味事業費－支払備金積増額)と運用益が責任準備金(危険準備金)となる。収支残高は無税積立てが認められているが、運用益は一部有税積立てとなっている。

運用益のうち、課税の対象となるのは次の方法によって算出される金額である。

(算出方法)

異常危険準備金累積割合(異常危険準備金累計額／責任限度額)が

25%以下のときは	10%
25%を超え50%以下のときは	20%
50% 〃 75% 〃	50%
75% 〃 100% 〃	70%
100%を超えるときは	100%

を、地震保険に係る資産による運用益に乗じて算出する。

ここで、異常危険準備金累積額とは、前事業年度から繰り越された危険準備金の無税残高から当該事業年度に保険金の支払等により益金に算入された、または算入されるべきこととなった金額を控除した額をいい、責任限度額は当該事業年度末における金額をいう。(租税特別措置法第57条の6、租税特別措置法施行令第33条の3)

(5) 危険準備金

損害保険会社の危険準備金には、予定利率リスクに備える危険準備金Ⅱ、第3分野保険の保険リスクに備える危険準備金Ⅳがあるが、いずれも有税積立となっている。

9.2.3 受取配当等の税務上の取扱い

法人が各事業年度において、内国法人から利益の配当および剰余金の分配等を受けた場合には、会計上収益として計上されるが、法人税法は、これらの金額の100%～20%を益金の額に算入しないこととしている。ここで、保険会社については、非支配目的株式等に係る配当等に対する益金不算入割合を40%とする特例が設けられている(租税特別措置法第67条の7)。

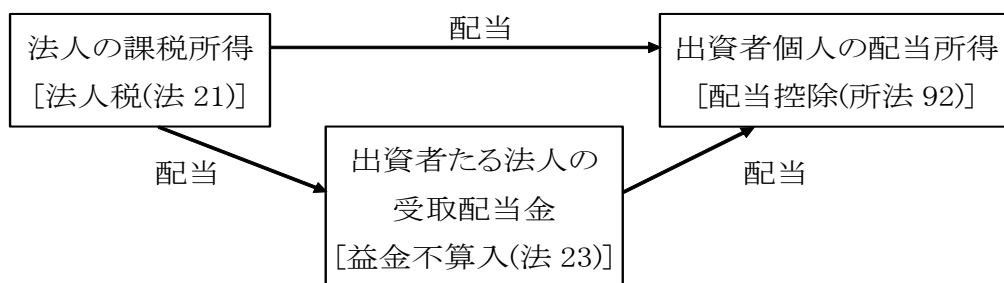
区分	益金不算入割合	
	保険会社	保険会社以外
完全子法人株式等 (株式等保有割合100%)	100分の100	同左
関連法人株式等 (株式等保有割合3分の1超)	100分の100 (負債利子控除 ²)	同左
その他の株式等	100分の50	同左
非支配目的株式等 (株式等保有割合5%以下)	100分の40	100分の20

受取配当等の益金不算入制度が設けられている趣旨としては、法人は単なる個人の集合体であり、法人税は出資者個人に対する所得税の前払と解する法人擬制説的立場をとっているからである。

たとえば、法人と個人出資者との間に他の法人が介在する場合、法人が他の法人から受けた配当を益金として課税し、さらに、この課税済利益から行う個人出資者への配当を個人段階で課税するときは、その配当について租税を二重に負担させることになるため、法人段階で受け取った配当金には課税しない

² 法人が配当等の元本たる株式や出資を借入金等で取得し、利子を支払っている場合には、受取配当の金額から負債利子を控除した残額が益金不算入の対象となる。令和4年4月1日以降の関連法人株式等に係る負債利子控除額は、関連法人株式等に係る配当等の額の100分の4相当額(その事業年度において支払う負債利子の額の10分の1相当額を上限とする。)となっている。

ことにしているのである。いま、この関係を図示すれば、次のとおりである。



租税特別措置法

(保険会社の受取配当等の益金不算入の特例)

第67条の7 青色申告書を提出する法人で保険業法第3条第1項又は第185条第1項に規定する免許を受けて保険業を行うものの各事業年度において、その保有する法人税法第23条第6項(前条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する非支配目的株式等につき支払を受ける同法第23条第1項(前条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する配当等の額(以下この項において「特例非支配目的株式等に係る配当等の額」という。)がある場合には、その特例非支配目的株式等に係る配当等の額について同法第23条第1項の規定により当該各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入しない金額は、同項の規定にかかわらず、当該特例非支配目的株式等に係る配当等の額の100の40に相当する金額とする。

2 前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

9.2.4 引当金等

(1) 退職給付引当金

会計上に退職給付引当金が導入された時、それに伴う法人税法の改正は行われず従来の退職給与引当金の規定が適用されていた。さらに平成14年

度の税制改正により、その退職給与引当金が廃止となった。これにより、従来繰り入れていた退職給与引当金は、平成14年度、平成15年度ではそれぞれ10分の3、平成16年度、平成17年度ではそれぞれ10分の2を取り崩し、益金の額に算入されることとなった。したがって、退職給付引当金については全額有税処理されることとなる。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支払に充てるための引当金である。しかしながら、平成10年度の税制改正により税務上の賞与引当金は廃止され、廃止に伴う経過措置が平成14年度まで設けられていた。

(3) 貸倒引当金

貸倒引当金は、法人が有する金銭債権について将来発生することが予測される貸倒の損失見込額を引当金として計上するものである。税務上の繰入限度額は個別評価金銭債権に係る回収不能見込額および一括評価金銭債権に実績繰入率を乗じて求めた金額の合計額が認められている。

① 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金

個別評価金銭債権について以下の回収不能見込額の合計額

- a. 会社更正法の認可決定等一定の事由が生じたことにより、その弁済を猶予され、または賦払いにより弁済されることとなった場合の、対象金銭債権から特定事由が生じた事業年度終了の日の翌日から5年を経過する日までの弁済予定金額および担保権の実行その他により取立て等の見込が認められる部分の金額を控除した金額。
- b. 金銭債権の債務者の債務超過の状態が相当期間(おおむね1年以上)継続し、その営む事業に好転の見通しが無いこと、災害、経済事情の急変等により多大な損害が生じたことその他の事由が生じ、その金銭債権の一部の金額につき担保権の実行その他による取立て等の見込が無い

と認められる場合の、対象金銭債権から担保権の実行その他により取立て等の見込が認められる部分の金額を控除した金額。

- c. 金銭債権の債務者につき、会社更正法の規定による更生手続開始の申立て等の一定の事実が生じている場合の、対象金銭債権から債務者から受け入れた金額があるため実質的に債権と認められない金額および担保権の実行、金融機関等の保証債務の履行その他により取立て等の見込が認められる部分の金額を控除した金額の50%。
- d. 外国の政府、中央銀行または地方公共団体に対する金銭債権のうち、当該公的債務者の長期にわたる債務の履行遅滞によりその経済的価値が著しく減少し、かつ、その弁済を受けることが著しく困難と認められる事由が生じている場合の、対象金銭債権から当該公的債務者から受入れた金額があるため実質的に債権と認められない金額および保証債務の履行、その他により取立て等の見込が認められる部分の金額を控除した金額の50%。

② 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金

期末の一括評価金銭債権の帳簿価額に過去3年間の貸倒損失発生額に基づく実績繰入率を乗じた金額。

ここで、一括評価金銭債権とは、売掛金、貸付金その他これらに準ずる金銭債権から個別評価の対象となった金銭債権を控除した金額である。また、実績繰入率の算式は次のとおりである。

$$\frac{\left(\begin{array}{l} \text{分母の各事業年度} \\ \text{の売掛債権等の} \\ \text{貸倒損失の合計額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{分母の各事業年} \\ \text{度の個別評価分} \\ \text{の引当金繰入額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{分母の各事業年} \\ \text{度の個別評価分} \\ \text{の引当金戻入額} \end{array} \right) \times \frac{12}{\text{各事業年度の} \\ \text{月数の合計数}}}{\begin{array}{l} \text{当期前3年以内に開始した各事業} \\ \text{年度の終了時における一括評価} \\ \text{金銭債権の帳簿価格の合計額} \end{array}} \div \begin{array}{l} \text{左の各事業} \\ \text{年度の数} \end{array}$$

(4) 価格変動準備金

価格変動準備金は、税務上の損金として認められないため、有税の準備金として取扱われる。

9.2.5 事業税

(1) 事業税の概略

法人事業税は、内国法人・外国法人の区別なく、法人の行うすべての事業をその課税対象としている地方税である。

税額は、資本金1億円超の法人については、外形基準を8分の5とする外形標準課税制度となっており、外形標準課税以外については課税標準(原則として課税標準は法人税の課税標準と同一)に税率を乗じて計算する。しかしながら、損害保険事業は、生命保険、電気・ガス供給事業³と並び各事業年度の収入金額を課税標準として課税される(地方税法第72条の12)。また、標準税率については、一般には3～10%程度の累進税率になっているが、収入金額を課税標準とする損害保険事業は、1.3%となっている(地方税法第72条の24の7第2項)。

(2) 事業税の計算

損害保険事業は、各事業年度の収入金額を課税標準としているが、具体的には種目ごとに、以下の率により、課税標準を計算することとなっている(地方税法第72条の24の2第3項)。

³ 電気・ガス供給事業では、収入金額のみを課税標準とする方式から一部見直しが行われている。

船舶保険	正味収入保険料の	25%
運送保険および貨物保険	〃	45%
自動車損害賠償責任保険	〃	10%
地震保険	〃	20%
その他の保険	〃	40%

正味収入保険料は、次の算式によって算定される。

$$\left(\begin{array}{l} \text{元受および受再} \\ \text{保険の総保険料} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険料から} \\ \text{控除すべき金額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{再保険} \\ \text{返戻金} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{再保険料} + \\ \text{解約} \\ \text{返戻金} \end{array} \right)$$

ここで、保険料から控除すべき金額とは、積立保険料等を指し、利益戻は含まないものとされている(地方税及び同法施行に関する取扱いについての依命通達(道府県税関係))。

また、国外の事業に属する収入金額は控除することとなるので(地方税法第72条の24の3、地方税法施行令第23条)、外国元受に係る保険料は控除される。

以上のようにして求められた課税標準額の総額を関係都道府県に分割し、これに税率を乗じて関係都道府県毎に事業税額を算定する(地方税法第72条の48第1項)。

課税標準額の総額の関係都道府県ごとの分割は課税標準額の総額の2分の1に相当する額を事業所等の数によりあん分し、残り2分の1を事業所等の従業者の数によりあん分して行う(地方税法第72条の48第3項)。

9.2.6 消費税

(1) 消費税の基本的な仕組み

消費税は、消費に広く公平に負担を求める間接税であり、生産及び流通の

それぞれの段階で、商品や製品などが販売される都度その販売価格に上乗せされ、最終的に税を負担するのは消費者である。国税である消費税と、地方税である地方消費税がある。

(2) 消費税の対象取引⁴

a. 課税取引

消費税の対象となる取引は、事業者が国内において事業として対価を得て行う資産の譲渡等および輸入取引である。

b. 非課税取引

消費に広く公平に負担を求める消費税の性格からみて、課税対象になじまないものや社会政策的な配慮から課税することが適当でない取引は、非課税取引とされている。土地の譲渡および貸付、有価証券等の譲渡、住宅の貸付、保険料を対価とする役務の提供等が該当する。

c. 免税取引

国内において課税取引を行った場合でも、輸出取引である場合には免税取引として消費税が免除される。

(3) 納付税額の計算

事業者は納税義務者として、事業年度中の売上に伴い受け取った消費税額から、仕入れに伴い支払った消費税額を控除(仕入税額控除)した金額を納付することとなる。ただし、仕入税額控除できるのは、課税売上に対応する課税仕入れに限られており、非課税売上に対応する課税仕入れは控除できず、控除対象外となる。

⁴ 保険金(査定付帯費用を除く)は消費税の対象取引ではない。

$$\text{課税売上割合} = \text{課税売上高}^5 \div (\text{課税売上高} + \text{非課税売上高})$$

控除対象消費税額の計算方法には、個別対応方式と一括比例配分方式の二つがあり選択は任意だが、ここでは一括比例配分方式につき補足する。

$$\text{控除対象消費税額} = \text{課税仕入れに係る消費税の額} \times \text{課税売上割合}$$

損害保険会社は、売上の大部分を占める保険料が非課税取引となることから、課税売上割合は数%程度と極めて低い。このため、一般事業会社と異なり、代理店手数料、物件費、資産購入に係る仮払消費税の数%部分しか課税売上に係る仮受消費税と相殺することが出来ずに、仕入れに要した消費税額の大半が損害保険会社の負担となっている。

⁵ 課税売上高には、免税売上を含む。

9.3 繰延税金資産の回収可能性

税効果会計とは、企業会計の費用収益と税法の損金益金の計算が異なることから、当該差異に係る法人税等の金額を適切に期間配分することにより、税引前当期純利益の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理を言う。

損害保険会社においては多額の責任準備金および支払備金を負債に計上しているが、前節までに述べたとおり税務上損金とならない取扱いが多く、結果として繰延税金資産を多く計上することとなる。また、企業会計では退職給付会計、金融商品会計による有価証券等の減損、固定資産の減損会計等が導入されているが、税法では企業会計で費用計上した時期には必ずしも損金として認められないなど、両者の取扱いが異なるものも増えてきており、その差異に係る法人税等の金額は繰延税金資産に計上されることとなる。

しかし、繰延税金資産は将来の課税所得を減少させ、税金負担を軽減することが認められることを要件とする資産であるので無条件に計上できるわけではなく、その軽減可能な範囲内でしか計上できない。したがって、繰延税金資産の計上には、その回収可能性について十分な検討と慎重な決定が必要となる。この判断の基準となるものとして、企業会計基準委員会から「税効果会計に係る会計基準の適用指針」および「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」がそれぞれ公表されている。

9.3.1 回収可能性の判断要件

将来減算一時差異および税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の回収可能性は、次の(1)から(3)に基づいて、将来の税金負担額を軽減する効果を

有するかどうかを判断する。

(1) 収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得

① 将来減算一時差異に係る繰延税金資産の回収可能性

将来減算一時差異の解消見込年度およびその解消見込年度を基準として税務上の欠損金の繰戻しおよび繰越しが認められる期間(以下「繰戻・繰越期間」という。)に、一時差異等加減算前課税所得が生じる可能性が高いと見込まれるかどうか。

② 税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の回収可能性

税務上の繰越欠損金が生じた事業年度の翌期から繰越期限切れとなるまでの期間(以下「繰越期間」という。)に、一時差異等加減算前課税所得が生じる可能性が高いと見込まれるかどうか。

一時差異等加減算前課税所得が生じる可能性が高いと見込まれるかどうかを判断するためには、過去の業績や納税状況、将来の業績予測等を総合的に勘案し、将来の一時差異等加減算前課税所得を合理的に見積もる必要がある。この将来の一時差異等加減算前課税所得を合理的に見積もることは、将来事象の予測や見積りに依存することになり客観性を判断することが困難である場合が多い。したがって、実務においては最も難しい問題であると考えられる。

(2) タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得

将来減算一時差異の解消見込年度および繰戻・繰越期間または繰越期間に、含み益のある固定資産または有価証券を売却する等のタックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得が生じる可能性が高いと見込まれるかどうか。

(3) 将来加算一時差異

① 将来減算一時差異に係る繰延税金資産の回収可能性

将来減算一時差異の解消見込年度および繰戻・繰越期間に、将来加算一時差異が解消されると見込まれるかどうか。

② 税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の回収可能性

繰越期間に税務上の繰越欠損金と相殺される将来加算一時差異が解消されると見込まれるかどうか。

9.3.2 繰延税金資産の計上限度額と回収可能性の見直し

将来減算一時差異および税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産は、回収可能性を判断した結果、当該将来減算一時差異(複数の将来減算一時差異が存在する場合は、それらを合計する。)および税務上の繰越欠損金が将来の一時差異等加減算前課税所得の見積額および将来加算一時差異の解消見込額と相殺され、税金負担額を軽減することができる範囲内で計上するものとし、その範囲を超える額については控除しなければならない。

繰延税金資産の計上額は每期見直し、繰延税金資産の回収可能性を判断した結果、将来減算一時差異および税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の全部または一部が将来の税金負担額を軽減する効果を有さなくなったと判断された場合、計上していた繰延税金資産のうち回収可能性がない金額を取り崩す。

また、過年度に繰延税金資産から控除した金額を見直し、繰延税金資産の回収可能性を判断した結果、将来の税金負担額を軽減する効果を有することとなったと判断された場合、回収が見込まれる金額を繰延税金資産として計上する。

9.3.3 将来年度の繰延税金資産の回収可能性

企業会計基準委員会から公表されている「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」により、企業を(分類1)から(分類5)に分類し、当該分類に応じて、回収が見込まれる繰延税金資産の計上額を決定することとしている。

(分類1)

次の要件をいずれも満たす企業は、(分類1)に該当し、繰延税金資産の全額について回収可能性があるものとする。

- (1) 過去(3年)および当期のすべての事業年度において、期末における将来減算一時差異を十分に上回る課税所得が生じている。
- (2) 当期末において、近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれない。

(分類2)

次の要件をいずれも満たす企業は、(分類2)に該当する。

- (1) 過去(3年)および当期のすべての事業年度において、臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得が、期末における将来減算一時差異を下回るものの、安定的に生じている。
- (2) 当期末において、近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれない。
- (3) 過去(3年)および当期のいずれの事業年度においても重要な税務上の欠損金が生じていない。

(分類2)に該当する企業においては、一時差異等のスケジューリングの結果、繰延税金資産を見積もる場合、当該繰延税金資産は回収可能性があるものとする。

なお、原則としてスケジューリング不能な将来減算一時差異に係る繰延税金資産については回収可能性がないものとするが、スケジューリング不能な将来減算一時差異のうち、税務上の損金の算入時期が個別に特定できないが将

来のいずれかの時点で損金に算入される可能性が高いと見込まれるものについて、当該将来のいずれかの時点で回収できることを企業が合理的な根拠をもって説明する場合、当該スケジューリング不能な将来減算一時差異に係る繰延税金資産は回収可能性があるものとする。

(分類3)

次の要件をいずれも満たす企業は、後記(分類4)の要件(2)または(3)を満たす場合を除き、(分類3)に該当する。

- (1) 過去(3年)および当期において、臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得が大きく増減している。
- (2) 過去(3年)および当期のいずれの事業年度においても重要な税務上の欠損金が生じていない。

なお、(1)における課税所得から臨時的な原因により生じたものを除いた数値は、負の値となる場合を含む。

(分類3)に該当する企業においては、将来の合理的な見積可能期間(おおむね5年)以内の一時差異等加減算前課税所得の見積額に基づいて、当該見積可能期間の一時差異等のスケジューリングの結果、繰延税金資産を見積もる場合、当該繰延税金資産は回収可能性があるものとする。

なお、上記にかかわらず、以下を勘案して、5年を超える見積可能期間においてスケジューリングされた一時差異等に係る繰延税金資産が回収可能であることを企業が合理的な根拠をもって説明する場合、当該繰延税金資産は回収可能性があるものとする。

- ・臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得が大きく増減している原因
- ・中長期計画

- ・過去における中長期計画の達成状況
- ・過去(3年)および当期の課税所得の推移 等

(分類4)

次のいずれかの要件を満たし、かつ、翌期において一時差異等加減算前課税所得が生じることが見込まれる企業は、(分類4)に該当する。

- (1) 過去(3年)または当期において、重要な税務上の欠損金が生じている。
- (2) 過去(3年)において、重要な税務上の欠損金の繰越期限切れとなった事実がある。
- (3) 当期末において、重要な税務上の欠損金の繰越期限切れが見込まれる。

(分類4)に該当する企業においては、翌期の一時差異等加減算前課税所得の見積額に基づいて、翌期の一時差異等のスケジューリングの結果、繰延税金資産を見積もる場合、当該繰延税金資産は回収可能性があるものとする。

ただし、上記の分類要件に該当する場合であっても、以下を勘案して、将来の一時差異等加減算前課税所得を見積もる場合、将来において5年超にわたり一時差異等加減算前課税所得が安定的に生じることを企業が合理的な根拠をもって説明するときは(分類2)に該当するものとして取り扱い、将来においておおむね3年から5年程度は一時差異等加減算前課税所得が生じることを企業が合理的な根拠をもって説明するときは(分類3)に該当するものとして取り扱う。

- ・重要な税務上の欠損金が生じた原因
- ・中長期計画
- ・過去における中長期計画の達成状況

- ・過去(3年)および当期の課税所得または税務上の欠損金の推移 等

(分類5)

次の要件をいずれも満たす企業は、(分類5)に該当し、原則として、繰延税金資産の回収可能性はないものとする。

- (1) 過去(3年)および当期のすべての事業年度において、重要な税務上の欠損金が生じている。
- (2) 翌期においても重要な税務上の欠損金が生じることが見込まれる。

9.4 税引前当期純利益と課税所得

損害保険会社における損益計算書上の税引前当期純利益は、税務会計の「課税所得」と異なるものであることはこれまで説明してきたとおりである。つまり、損益計算書上の税引前当期純利益は、税務上損金と見なされない責任準備金・諸引当金等も責任準備金繰入額・諸引当金繰入額等として費用勘定で処理し、一方、前年度以前に課税済の責任準備金等を取り崩した場合は、責任準備金戻入額等として収益勘定で処理した計算結果である。

(1) 損益計算上、費用勘定で処理しているが、税務上損金とはならない主な項目には、次のようなものがある。

① 責任準備金

- イ. 普通責任準備金繰入額のうち一部(初年度収支残等)
- ロ. 異常危険準備金のうち、自動車グループの繰入額等
- ハ. 契約者配当準備金(未割当)繰入額
- ニ. 自動車損害賠償責任保険の調整準備金・運用益積立金・付加率積立金の繰入額
- ホ. 地震保険の危険準備金のうち運用益に係る繰入額の一定割合
- ヘ. 危険準備金

② 支払備金

IBNR備金繰入額の一部

③ 諸引当金

- イ. 退職給付引当金繰入額
- ロ. 賞与引当金繰入額
- ハ. 価格変動準備金繰入額

二. 貸倒引当金繰入額

税務上無税積立てを認められている限度を超過する部分の繰入額

④ その他(交際費など)

(2) 損益計算上、収益勘定処理しているが、税務上益金とされない項目には、次のようなものがある。

① 上記(1)の①～③の項目で前年度以前に積み立てた金額を戻し入れた(取り崩した)金額

② 利息及び配当金収入のうち「受取配当等」に係る金額の一部

これは、いわゆる「受取配当等の益金不算入」の制度によって計算される金額である。

(3) 損益計算上、収益勘定処理はしていないが、税務上益金とされる項目は、次のものがある。

異常危険準備金における10年洗替制度により益金算入とすべき金額

以上のように、損益計算書における税引前当期純利益は税務上の課税所得とはかなり異なっている。一般的に、損害保険会社の場合、上記のように保険契約準備金・諸引当金の計算において会計上と税務上の差異が多いため、税引前当期純利益と課税所得の差異も大きくなる。次表に税引前当期純利益と税務上の課税所得の関係を示す。

例9-4

税引前当期純利益	1,000	……	a
① 税務上損金とならない金額	600	……	b
(うち一時差異：下記イ～ハ計)	550	……	c)
イ．異常危険準備金有税繰入れ	200		
ロ．IBNR備金有税分繰入れ	300		
ハ．退職給付引当金有税分繰入れ	50		
ニ．交際費限度超過額	50		
② 税法上益金とならない金額	450	……	d
(うち一時差異：下記イ～ロ計)	350	……	e)
イ．異常危険準備金有税戻入れ	100		
ロ．IBNR備金有税戻入れ	250		
ハ．受取配当等の益金不算入額	100		
課税所得 (a+b-d)	1,150	……	f
法人税及び住民税 (f×税率40%として)	460	……	g
法人税等調整額 ((e-c)×税率40%として)	△ 80	……	h
当期純利益 (a-g-h)	620		

この計算例中の「法人税等調整額(h)」は、企業会計上の収益または費用と、税務上の益金または損金の認識時期の差によって生じる「税金の前払」または「税金の未払」を損益計算書に反映させる勘定科目であり、税効果会計を適用している場合に計上される。

税効果会計を適用していない場合は、法人税等調整額△80の計上が無い
ため、当期純利益は540(表面上の税率は46%)となり、会計上の収益・費用の

認識と、税務上の益金・損金の認識時期の差異が当期純利益に影響を与えることになる。税効果会計を適用することにより、交際費限度超過額等の永久差異を除けば、会計と税務の認識時期の差異の調整が図られ、当期純利益に与える影響は基本的に解消される。

しかしながら、繰延税金資産の回収可能性がないと判断された場合は「法人税等調整額(h)」の金額のみならず、過年度に計上していた繰延税金資産の取崩しを行わなければならない場合もありえる。仮に税引前当期純利益が△1,000、過年度に計上した繰延税金資産を500、回収可能性があると判断可能な繰延税金資産を700とすると例9-4の課税所得以下の計算は次のようになる。

例9-4B

税引前当期純利益	△ 1,000 …………… a'
----------	------------------

(中略 ①②は例9-4と同じ)

課税所得	△ 850 …………… f'
法人税及び住民税 (f'がマイナスなので)	0 …………… g'
法人税等調整額	△ 200 …………… h'
当期純利益 (a' - g' - h')	△ 800

繰延税金資産

前期積立額	500
当期発生一時差異①((c-e)×税率40%)	80
当期発生一時差異②	340
<u>課税所得の赤字 (f' × 税率40%)</u>	<u>340</u>
小計	920 …… i'
評価性引当額	△ 220 …… j'
<u>繰延税金資産</u>	<u>700 …… k'</u>

繰延税金資産が100%計上できるならば、前期積立額500と i' との差額△420が「法人税法調整額」計上されるが、回収可能性が700までなので i' との差額220を減額(これを評価性引当という)することとなる。

損害保険事業は、多額の有税処理を行っていることから、繰延税金資産の回収可能性の判断を行う観点からも、会計と税務の違いを正しく理解・認識することが必要となる。また、キャッシュフローの観点からも両者の違いを理解しておく必要がある。

[参考文献]

1. 東京海上保険株式会社編『損害保険実務講座 第2巻』(有斐閣)
2. 佐藤慎一編『日本の税制』(財務詳報社)
3. 小田嶋清治編『図解 法人税』(大蔵財務協会)
4. 燈田進編『法人税の決算調整と申告の手引』
5. 岡孝憲著『損害保険会計と決算』(損害保険事業総合研究所)